

【各事業主(団体)のみなさまへ】

福島県高校生等奨学給付金（家計急変世帯への給付）の提出書類にご協力くださいまして、ありがとうございます。各事業主(団体)におかれましては、申請者（被雇用者）より証明書の発行を求められた際は、取り計らいのほど、よろしく願いいたします。

この福島県高校生等奨学給付金（家計急変世帯への給付）は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、給与等が大きく減少するなどにより、令和3年1月以降に家計が急変し、非課税相当であると認められる世帯に対して給付される奨学金です。

令和3年度の課税証明書等が非課税ではないが、家計急変により非課税世帯相当と認められる世帯が対象となる給付金です。

よって、この給与等支払(見込)証明書は、申請書の提出に必要な資料となります。

なお、給与等支払(見込)証明書の様式は任意様式ですので、各事業主(団体)の様式に従い、証明していただいても結構です。

以下、証明にあたっての留意点をご覧になりご記入頂きますよう、よろしく願いいたします。

証明にあたっての留意点

- 1 家計急変発生日の属する月の翌月以降の1年間の収入見込額(実績部分については実績)を記入してください。ただし、家計急変発生日が月の初日である場合は、家計急変発生日の属する月以降の1年間についてご記入ください。(なお、社会保険料・所得税控除前の年間収入見込としてください)
(※例：家計急変日が令和3年1月15日の場合は、発生日の翌月2月からの12ヶ月分を記載)
- 2 支払金額内の給料等については、固定的に支払われる金額を記入してください。
- 3 支払金額内の通勤費については、課税対象額のみを記入してください。
- 4 支払金額内の超勤等分については、実績をもとに見込める場合は記入してください。未定の場合は未記入で結構です。
- 5 賞与については、確実に支払われる金額を記入してください。未定の場合は、未記入又は未定と記入してください。
- 6 月ごとの変動が著しく収入の見込が出せない場合は、別途、その旨を証明する書類の提出をお願いします。様式は任意様式で結構です。
- 7 事業所長印は、社判をお願いします。個人印の場合は、横に「店長」「支配人」等証明者の役職を記入願います。
- 8 その他、お問い合わせについては、下記までをお願いします。

問合せ先 〒960-8688
福島県福島市杉妻町2-16
福島県教育庁 高校教育課 高校生等奨学給付金担当
電話 024-521-7775
(平日8時30分から17時まで)